

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試験協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当：ナカライテスク株式会社 三木 康弘)

化学物質に関する法律で平成30年12月から平成31年4月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報又は当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)関係

- 1) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の一部改正について
(薬生発1203第1号・20181101製局第1号・
環企発第1811273号、平成30年12月3日付)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」(平成30年9月3日
付け薬生発0903第1号・20180829製局第2号・
環企発第1808319号厚生労働省医薬・生活
衛生局長・経済産業省製造産業局長・環境省
大臣官房環境保健部長連名通知)の一部が改正されました。

改正内容：

3-1(2)中、「第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質又は一般化学物質の構成部分(アニオン又はカチオンに限る。)を構造の一部として有するもの(付加塩、オニウム塩に限る。)については、それぞれ第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質又は一般化学物質を含む混合物として取

り扱う。」を「第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質又は一般化学物質の構成部分(アニオン又はカチオンに限る。)を構造の一部として有するもの(付加塩、オニウム塩に限る。)については、それぞれ第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質又は一般化学物質として取り扱う。」に改める。

施行期日：平成31年4月1日

【製品評価技術基盤機構ホームページ：

https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/nyou_tsuuchi_20190401.html】

- 2) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について
(経済産業省製造産業局化学物質管理課、平成31年3月22日付)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第53号)の施行に伴い、本通知において「4 新規化学物質を輸入する場合」(4)及び(6)並びに様式第3が変更されました。なお、旧通知は、平成31年3月31日限りで廃止されました。

施行期日：平成31年4月1日

【経済産業省ホームページ：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html】

- 3) 届出不要物質として指定した化学物質の名称の一部改正について(厚生労働省・経済産業

省・環境省 告示第一号、平成31年3月29日付)
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質(届出不要物質)の一部が改正されました。

【経済産業省ホームページ：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/bulletin_fuyou.html】

4) 副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて(厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室、平成31年3月29日付)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)では、他の化学物質を製造する際に副生する第一種特定化学物質について、「利用可能な最良の技術(BAT: Best Available Technology/ Techniques)」の原則を適用し、第一種特定化学物質を「工業技術的・経済的に可能なレベル」まで低減すべきとの考え方に立ち、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」(平成30年9月3日付、薬生発0903第1号、20180829製局第2号、環保企発第1808319号)により、副生する第一種特定化学物質による環境汚染を通じた人の健康を損なうおそれ等がなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物を第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています。運用通知の改正に伴い、「不純物として含まれる第一種特定化学物質

に該当する化学物質の取扱い」の規定に係る項番号が3-3から3-4に変更されるため、副生する第一種特定化学物質の取扱いについても変更されました。なお、本お知らせの発出に伴い、平成30年お知らせについては、平成31年3月31日をもって廃止されました。

施行期日：平成31年4月1日

【厚生労働省ホームページ：ホームページ：

http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/kashin/todoke/etc/oshirase_H31.pdf】

5) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した告示(厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号 平成31年4月1日付)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第5項に規定された優先評価化学物質として、通し番号237から251までの15物質が指定されました。

- ① トリオクチルアミン (2)-139、(2)-143
(通し番号：237)
- ② N-メチルジデカン-1-イルアミン (2)-176
(通し番号：238)
- ③ N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩 (2)-184、(9)-1971
(通し番号：239)
- ④ 1,1'-オキシジ(プロパン-2-オール) (2)-413
(通し番号：240)
- ⑤ 2-[(ドデカノイルオキシ)メチル]-2-エチルプロパン-1,3-ジイル=ジ(ドデカノール) (2)-769、(2)-2491 (通し番号：241)
- ⑥ [ジメチル(オクタデシル)アザニウムイル]アセタート (2)-1291、(2)-2709
(通し番号：242)
- ⑦ N,N-ジエチル-N-メチル-2-[(2-メチルプロパン-2-エノイル)オキシ]エタン-1-アミニウムの塩 (2)-2607 (通し番号：243)

- ⑧エチル=水素=スルファート (2)-3231
(通し番号: 244)
- ⑨2,2,2-トリクロロ-1-フェニルエチル=アセタート (3)-1023 (通し番号: 245)
- ⑩エチル=2-フェニルプロパノアート (3)-1730 (通し番号: 246)
- ⑪ナトリウム=ドデカノイルオキシベンゼン
スルホナート (3)-4307
(通し番号: 247)
- ⑫3a,4,5,6,7,7a-ヘキサヒドロ-1H-4,7-メ
タノインデン-5-イル=アセタート (4)
-658 (通し番号: 248)
- ⑬シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニト
リル (4)-1952 (通し番号: 249)
- ⑭[α -(アルキル(C=16~18))- ω -ヒドロ
キシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)又は
 α -(アルケニル(C=16~18))- ω -ヒドロ
キシポリ(オキシエタン-1,2-ジイル)] (数
平均分子量が1,000未満のものに限る。)
(7)-97 (通し番号: 250)
- ⑮ナトリウム=1-オキソ-1 λ (5)-ピリジン-2-
チオラート (9)-1473
(通し番号: 251)

施行期日: 平成31年4月1日

【製品評価技術基盤機構ホームページ:

https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/ippan_todokede/youusenhyouka01.html】

2. 労働安全衛生法 関係

1) 変異原性が認められた化学物質の取扱いについ
て(基発1205第3号・基発1205第4号、平成30
年12月5日付)

「労働安全衛生法第57条の4第3項の規定に基
づき新規化学物質の名称を公表する件」(平成29
年厚生労働省告示第364号、平成30年厚生労働
省告示第135号、第250号及び第338号)により、
903物質の名称が公表されていますが、それらの
化学物質のうち28の届出物質、および既存化学

物質のうち1物質について、強度の変異原性が認
められるため、製造する又は取り扱う際には、指
針に基づく措置を講ずるよう周知されました。

・変異原性が認められた届出物質

- ①1H-インデン-1-イル(メチル)(フェニル)(2,
3,4,5-テトラメチルシクロペンタ-2,4-ジエ
ン-1-イル)シラン (通し番号: 26401)
- ②{2,2'-[エチレンビス(アザン-1-イル-1-イ
リデン- κ N-メタン-1-イル-1-イリデン)]
ビス(フェノキシド- κ O)}鉄と μ -オキシド
-ビス(2,2'-[エチレンビス(アザン-1-イル
-1-イリデン- κ N-メタン-1-イル-1-イリ
デン)]ビス(フェノキシド- κ O)}鉄)の混合
物 (通し番号: 26412)
- ③3-クロロ-1,1-ジフルオロアセトンの水溶液
(通し番号: 26426)
- ④3,3,5-トリクロロピリジン-2,4(1H,3H)-
ジオン (通し番号: 26482)
- ⑤6-ビニルナフタレン-2-オール
(通し番号: 26507)
- ⑥(4-イソプロピルフェニル)(4-トリル)ヨー
ドニウム=トリフルオロ[トリス(ペンタフ
ルオロエチル)]- λ 5-ホスファヌイド
(通し番号: 26591)
- ⑦4-クロロイソキノリン-3-アミン
(通し番号: 26638)
- ⑧(1R)-8-クロロ-1-メチル-2,3,4,5-テトラ
ヒドロ-1H-3-ベンゾアゼピン-3-イウム=ク
ロリド-水(2/1) (通し番号: 26657)
- ⑨2-(クロロメチル)-3-ヨードトルエン
(通し番号: 26659)
- ⑩4-シクロプロピルイソキノリン-3-アミン
(通し番号: 26674)
- ⑪(2S)-1-[2,2-ジフルオロ-2-(1-ヒドロキ
シ-3,3,5,5-テトラメチルシクロヘキシル)
アセチル]ピロリジン-2-カルボアルデヒド
(通し番号: 26691)
- ⑫4-(ジプロモメチル)-3-メトキシベンゾニ

- トリル (通し番号：26698)
- ⑬N-[4-(ジベンゾ [b,d] フラン-4-イル) フェニル] ビフェニル-4-アミン (通し番号：26702)
- ⑭4-(2-ヒドロキシエチル)-2-ニトロベンゼンジアジウム=クロリドを主成分とする、亜硝酸ナトリウムと2-(4-アミノ-3-ニトロフェニル) エタノールと塩化水素の反応生成物 (通し番号：26745)
- ⑮3-(プロモメチル) ブタ-3-エン-1-イル=プロピオナート (通し番号：26785)
- ⑯(2-フルオロ-4-ニトロフェニル) アセトニトリル (通し番号：26995)
- ⑰{(1R, 2S)-2-(3-フルオロフェニル)-2-[(トシルオキシ) メチル] シクロプロピル} メチル=アセタート (通し番号：26996)
- ⑱ペンタ-2-イン-1-オールの臭素化反応生成物の1-プロモペンタ-2-イン精製時の蒸留残渣 (通し番号：27009)
- ⑲オキシラン-2-イルメチル=ジフェニルホスフィナート (通し番号：27089)
- ⑳1-クロロ-2-(クロロメチル)-4-ニトロベンゼン (通し番号：27100)
- ㉑2-クロロ-1-(クロロメチル)-3-ニトロベンゼン (通し番号：27101)
- ㉒2,5-ジオキソピロリジン-1-イル=9H-フルオレン-9-イルメチル=カルボナート (通し番号：27112)
- ㉓ジフェニルホスフィノイル=クロリド (通し番号：27126)
- ㉔N, N, N', N'-テトラキス(オキシラン-2-イルメチル)-3,3'-スルホニルジアニリンを主成分とする、2-(クロロメチル)オキシランと3,3'-スルホニルジアニリンと3,4'-スルホニルジアニリンの縮合反応生成物 (通し番号：27157)
- ㉕3-[3-(トリフルオロメチル) フェニル] プロピル=メタンスルホナート

(通し番号：27174)

- ㉖6-ブロモ-1,4-ジオキサスピロ [4,4] ノナン (通し番号：27233)

- ㉗メチル=ヒドラジンカルボジチオアート (通し番号：27261)

- ㉘メチル=6-(プロパ-2-イン-1-イルオキシ)-2-ナフトアート (通し番号：27262)

・変異原性が認められた既存化学物質

- ①ソルベント ブルー-78

(CAS RN：2475-44-7)

(化審法官報公示整理番号：5-5119)

【安全衛生情報センターホームページ：

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-59/hor1-59-40-1-0.htm>】

2) 新規化学物質の名称の公表

労働安全衛生法第57条の4第3項の規定に基づき新規化学物質について、その名称が公表されました。

- ①厚生労働省告示第421号(平成30年12月27日付)通し番号：27266～27473(208品目)(名称省略)

【厚生労働省職場のあんぜんサイト：

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201812kag_new.htm】

- ②厚生労働省告示第99号(平成31年3月27日付)通し番号：27474～27671(198品目)(名称省略)

【厚生労働省職場のあんぜんサイト：

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201903kag_new.htm】

3) 労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件(厚生労働省告示第433号・基安発1228第1号・基安発1228第2号、平成30年12月28日付)労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第95条の6(有害物ばく露作業報告)の規定に基づき、労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等(平成18年厚生

労働省告示第25号)の一部が改正され、第1条の表において、233～239の7物質を削除、243から249の7物質が追加されました。

- ①アスファルト(0.1重量パーセント未満を除く)
(コード番号 243)
- ②エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)(0.1重量パーセント未満を除く)(コード番号 244)
- ③オルト-クレゾール(0.1重量パーセント未満を除く)(コード番号 245)
- ④シクロヘキサノン(0.1重量パーセント未満を除く)(コード番号 246)
- ⑤1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)(0.1重量パーセント未満を除く)
(コード番号 247)
- ⑥フルフラール(0.1重量パーセント未満を除く)
(コード番号 248)
- ⑦メチル-ターシャリ-ブチルエーテル(別名MTBE)(0.1重量パーセント未満を除く)
(コード番号 249)

平成31年1月1日から同年12月31日までの間に、一事業場において製造し、又は取り扱った量が500キログラム以上となったときは、令和2年1月1日から同年3月31日までに、安衛則第95条の6の規定による報告書を提出する必要があります。

施行期日：平成31年1月1日

【厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/070409-1.html>】

- 4)「平成30年度化学物質のリスク評価検討会報告書」の公表(労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室、平成31年3月29日付)

事業場で使用されている化学物質について、ヒトに対する発がん性が疑われるなどの9物質に関する初期リスク評価の結果が、報告書として公表されました。今後の取組として、「1、2-酸化ブチ

レン」については、詳細リスク評価に着手することとし、「ビフェニル」「ジフェニルアミン」及び「レスルシノール」については、経皮ばく露に係るリスクを評価されます。関係団体に対し、報告書に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について要請されています。

【厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04186.html】

- 5)労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(政令第149号、平成31年4月10日付)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第67条第1項の規定に基づき、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)の一部が次のように改正されました。

改正点：第23条(健康管理手帳を交付する業務)に以下を追加する。

- 14 オルト-トルイジン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
施行期日：平成31年4月10日

【厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H190410K0020.pdf>】

- 6)特定の有機粉じんによる健康障害の防止対策の徹底について(基安労発0415第1号・基安化発0415第1号・基補発0415第1号、平成31年4月15日付)

「呼吸器疾患とアクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんのばく露に関する医学的知見」が公表されました。アクリル酸系ポリマーを製造、取り扱う事業場に対しては、平成29年4月にばく露防止措置や健康管理措置の徹底等が要請されていましたが、一定の知見が得られたことを踏まえ、改めて通知を発出し、ばく露防止措置や健康管理措置の徹底等を図っていくとともに、労災請求手続きなどが周知されます。

【厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000035viv_00003.html】

3. 食品衛生法関係

1) 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について(生食発0122第2号、平成31年1月22日付)

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する、農薬ジベレリン、農薬ジメテナミド、農薬フルキサピロキサド、農薬フルキサメタミド、農薬及び動物用医薬品フルバリネート、農薬ヘプタクロル並びに動物用医薬品モネバンテルについて、食品中の残留基準値が設定されました。

法第11条第3項に基づき、対象外物質に、カプリン酸グリセリル及びグリセリンクエン酸脂肪酸エステルが追加され、亜鉛が本登録されました。

施行・適用期日：平成31年1月22日

【日本食品化学研究振興財団ホームページ：
<https://www.ffcr.or.jp/tsuuchi/2019/01/post-17.html>】

2) 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(生食発0207第3号、平成31年2月7日付)

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する、農薬クロルフルアズロン、農薬クロルメコート、農薬及び動物用医薬品スピノサド、農薬及び動物用医薬品テフルベンズロン、農薬ピリベンカルブ並びに農薬メトラキシル及びメフェノキサムについて、食品中の残留基準値が設定されました。

施行・適用期日：平成31年2月7日

【日本食品化学研究振興財団ホームページ：
<https://www.ffcr.or.jp/tsuuchi/2019/02/-11.html>】

3) 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(生食発0228第6号、平成31年2月28日付)

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する、農薬アクリナトリン、農薬及び動物用医薬品エトキサゾール、農薬キノメチオナート、農薬及び動物用医薬品ジフルベンズロン並びに農薬ランコトリオンナトリウム塩について、食品中の残留基準値が設定されました。

施行・適用期日：平成31年2月28日

【日本食品化学研究振興財団ホームページ：
<https://www.ffcr.or.jp/tsuuchi/2019/02/post-18.html>】

4) 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(生食発0320第2号、平成31年3月20日付)

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する、農薬アシノナビル、農薬アシベンゾラル-S-メチル、農薬1, 3-ジクロロプロベン、農薬プロベナゾール並びに動物用医薬品及び飼料添加物モランテルについて、食品中の残留基準値が設定されました。

農薬アシベンゾラル-S-メチルについて、農薬アシベンゾラル S-メチルに名称が変更されました。

施行・適用期日：平成31年3月20日

【日本食品化学研究振興財団ホームページ：
<https://www.ffcr.or.jp/tsuuchi/2019/03/post-20.html>】

4. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係

平成30年12月～平成31年4月の間に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正が2回行われました。

1) 3物質追加(厚生労働省令第146号、平成30年

12月19日付)

- ①2-[(4-エチル-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類
- ②キノリン-8-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ③3-[1-(ピペリジン-1-イル)シクロヘキシル]フェノール及びその塩類

施行期日：平成30年12月29日

【厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/>

[bunya/kenkou/iryoku/iyakuhin/](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/iryoku/iyakuhin/)

[yakubuturanyou/oshirase/20181219-1.html](https://www.mhlw.go.jp/yakubuturanyou/oshirase/20181219-1.html)】

2) 4物質追加 (厚生労働省令第16号、平成31年2月19日付)

- ①N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ②N-エチル-1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ③N-(2-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類
- ④N-(4-メトキシフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)ブタンアミド及びその塩類

施行期日：平成31年3月1日

【厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/>

[000479378.doc](https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000479378.doc)】

5. 毒物及び劇物取締法関係

1) 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第342号、平成30年12月19日付)

次の物質が劇物に指定、または除外されました。

・劇物に指定

- ①ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン4%

以下を含有するものを除く。

(CAS RN：101-83-7)

- ②3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド3%以下を含有するものを除く。

(CAS RN：1352994-67-2)

- ③メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸1%以下を含有するものを除く。(CAS RN：68-11-1)

- ④モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン6%以下を含有するものを除く。

(CAS RN：110-91-8)

・劇物から除外

- ①2²-フルオロ-3⁴-プロピル[1¹,2¹,2⁴,3¹-テルフェニル]-1⁴-カルボニトリル及びこれを含有する製剤 (CAS RN：127523-43-7)

施行期日：平成31年1月1日(劇物の指定)

平成30年12月19日(劇物の除外)

【国立医薬品食品衛生研究所ホームページ：

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti.html>】

【厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId

[=81097000&dataType=0](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=81097000&dataType=0)】

6. オゾン層保護法関係

1) 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第4条第2項の規定に基づき製造数量の許可申請受付期間を定める件(経済産業省告示第237号、平成30年12月5日付)

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第69号)による改正後の特定物質等の規制等によるオ

ゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第4条第2項の規定に基づき、平成31年1月1日から平成31年12月31日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書CのグループⅠに属する物質又は附属書FのグループⅠ及びグループⅡに属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間が平成30年12月7日から平成30年12月13日に定められました。ただし、当該規制年度の状況等により、随時製造数量の許可を行うことが必要な場合にあっては、この限りではありません。

【経済産業省ホームページ】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/H31_tokutei_kokuzi_kouhu_sekou.pdf

2)特定物質等の許可製造数量の増加許可申請の期間を定める告示(経済産業省告示第239号、平成30年12月12日付)

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第69号)による改正後の特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第8条第1項の規定に基づく経済産業大臣が告示する期間が次のように定められました。

・当該申請に係る規制年度(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第69号)による改正後の特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第4条第1項に規定する規制年度をいう。)とする。

なお、平成元年通商産業省告示第650号(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第5条に規定する特定物質許可製造数量の増加の許可を申請することができる期間)及び平成7年通商産業省告示第387号(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第8条第1項の規定に基づく経済産業大臣が告示する期間)は、廃止されました。

施行期日：平成31年1月1日

【経済産業省ホームページ】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/horeishu.html】

3)特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第3条第1項第1号から第3号に掲げる事項の一部を改正する告示(経済産業省・環境省告示第11号、平成30年12月18日付)

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第69号)による改正後の特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第3条(基本的事項等の公表)第1項の規定に基づき、同項第1号から第3号に掲げる事項の一部を改正する告示が次のように改正されました。

改正点：

①前文中の「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に変更し、以降、文中の「特定物質」を「特定物質等」に変更

②第2の文中に、「また、オゾン層の保護のため、特定物質について製造等の規制が措置された結果、オゾン層破壊効果のない特定物質代替物質、すなわちハイドロフルオロカーボンへの転換が進んだが、この特定物質代替物質は、地球温暖化に深刻な影響をもたらすものである。」を追加する。

③第3の3として、「また、特定物質代替物質を代替する物質やそれを利用した製品が利用可能でない用途を中心として、エネルギー効率にも留意しつつ、特定物質代替物質を代替する物質やそれを利用した製品の開発及び普及を図る。」を追加する。

施行期日：平成31年1月1日

【官報号外第279号】

7. 水銀汚染防止法関係

- 1) 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号、平成30年12月3日付)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成27年法律第42号)第13条(新用途水銀使用製品の製造等の基本原則)の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令が公布され、別表に定められた既存の用途に利用する水銀使用製品に、2つの用途と6つの水銀使用製品が追加されました。

改正点：別表の改正(第2条関係)

・追加された用途

第4号 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)、

用途：13 皮膚疾患の治療

第5号 H I Dランプ(別名高輝度放電ランプ)、

用途：13 皮膚疾患の治療

・追加された水銀使用製品

第35号 放電管(放電ランプ(蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。)を除く。)、用途：1 整流、2 電力の制御

第43号 水銀圧入法測定装置、用途：気孔径分布の測定

第47号 ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)、用途：気体の濃度の測定

第49号 容積形力計、用途：圧縮試験機その他の静的強さ試験機の校正

第51号 滴下水銀電極、用途：液体の電気化学分析

第54号 水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)、用途：水銀等ガスの発生

施行期日：平成30年12月3日

【経済産業省ホームページ：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/mercury.html】

8. 貿易管理関係

- 1) 輸入化学物質の通関の際における取扱いについて(財関第403号、平成31年3月28日付)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)に係る化学物質の輸入通関上の取扱いにつきましては、「化学物質の輸入通関上の取扱いについて」(平成30年3月30日付け薬生発0330第4号、20180322製局第1号、環保企発第1803302号厚生労働省医薬・生活衛生局長、経済産業省製造産業局長、環境省大臣官房環境保健部長連名通知)により、実施しているところですが、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第53号)の施行に伴い、化学物質の輸入通関上の取扱いについて通知されました。なお、旧通知は、平成31年3月31日をもって廃止されました。

施行期日：平成31年4月1日

【税関ホームページ：

<http://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/H31tsutatsu/H31tsutatsu0403/H31t0403.pdf>】